

甲賀市まちづくり基本条例の施行（平成28年4月）から8年が経過するなか、コロナ禍をはじめとする社会情勢は大きく変化しつつあります。

本条例はまちづくりの基本原則等を示すものであり、一定の永続性を持つものではありますが、第31条においては「市長等は、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証します」とされており、また、第31条の2においては「市長等は、前項に規定する検証に当たっては、市民が関われるよう努めます」とされており、今回、一定の検証が必要な時期を迎えていると考えています。

1. 検証の方法

下記の進め方に基づいて、市としての内部評価を実施したうえで、附属機関である「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会」に示したうえで、進捗状況や条例の見直し（追加・改正・削除）の必要性に対する意見をいただきます。

2. 今後の進め方

（1）これまでの取り組みの整理（条例の進捗状況）

各条文の趣旨を踏まえて、これまでにどのような取組を進めてきたのかを整理します。

（2）成果と課題、今後の方向性の検討

○条例を推進するなかで明らかとなった成果と課題や、今後の取組の方向性（課題解決に向けた考え方）を整理します。

（3）条例の見直し（追加・改正・削除）の必要性

○上記（1）、（2）を踏まえ、条文の見直し修正（追加・改正・削除）の必要性について、本委員会より意見をいただきます。

視点1 条例の規定は妥当な内容か。

⇒制定当初のねらい、進捗状況や現在の社会状況等と照らし合わせて、不備な点はないか。

視点2 条例の規定に、あいまいな点や難しい点はないか。

⇒解釈が分かれるような表現はないか、市民から見てわかりにくい表現はないか。

視点3 条例の規定を修正（追加・改正・削除）する必要があるか。

⇒修正する場合は、修正にあたっての考え方と修正内容を整理する。

⇒修正しない場合は、その考え方を整理する。

視点4 新たな規定を設ける必要があるか。

⇒既存の条文以外に、新たに加えるべき規定はないか。

(4) 委員会からの提言

- 条例の推進状況や成果・課題などを踏まえ、下記の考え方に基づき条文修正の必要性や今後の推進に向けての提言をとりまとめます。
- 各条文に沿った取組みが適切に行われているか。
- 条文修正の必要性は妥当か。
- 条例の推進に向けての自由意見

以上